

## 第269回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年4月20日（火）
- 2 開催年月日 令和3年5月17日（月）午後1時30分から午後2時23分まで
- 3 開催場所 盛岡市勤労福祉会館3階研修室兼展示室
- 4 出席者

### 委員（7名）

佐藤由也委員、峰岸有紀委員、菊池岩男委員、佐井守委員、村山定雄委員、  
島川良英委員、佐野賢治委員

[欠席委員：高橋愛委員、柏眞喜子委員、伊藤絹子委員]

### 岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、  
遠藤主任主査、山根技師、大内技師、田代技師、中井沿岸広域振興局水産部長、  
神宮古水産振興センター所長、赤平大船渡水産振興センター所長、  
森山県北広域振興局水産部長、五十嵐内水面水産技術センター所長

### 事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

### 傍聴者

岩手県内水面漁業協同組合連合会 五日市周三

### 報道関係者

なし

## 5 委員会の議事

第1号議案 北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）

第2号議案 内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の  
短縮について（諮問）

第3号議案 中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会  
指示について

報告事項 令和2年度漁業権未設定河川への魚類放流実績について

## 6 委員会の経過

### 前川事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶を  
お願いいたします。

### 佐藤会長

ただ今から、第269回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たり、  
一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとう

ございます。そして、県の方々にも御出席をいただいております、大変、御苦勞様で  
ございます。

さて本日は、議案3件と報告事項1件を用意してございます。御審議いただく議案に  
つきましては、「北上川本流漁業調整方針等の一部改正」と、これに関連する、「内水面  
における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮」についての県から  
の諮問でございます。そして毎年、盛岡市と釜石市からの要望に基づいて発動して  
おります中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示に  
ついてでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、開会の  
御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

#### 前川事務局長

ありがとうございました。本日は令和3年度に入りまして初めての委員会となります  
ので、4月1日付けで人事異動となった職員の紹介をさせていただきます。異動者名簿  
は、会議次第の次でございます。

まず、知事部局職員につきまして、山口水産担当技監から紹介をお願いします。

#### 山口水産担当技監兼水産振興課総括課長

それでは、異動名簿2段目から紹介いたします。

(名簿により紹介)

#### 前川事務局長

ありがとうございました。続きまして、海区漁業調整委員会事務局について、私から  
御紹介いたします。

(名簿により紹介)

職員の紹介については、以上でございます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

#### 佐藤会長

それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、  
高橋愛委員、伊藤絹子委員、柏眞喜子委員の3名が欠席でございます。7名の委員の  
方々に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会  
規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録  
署名委員として、島川良英委員と佐野賢治委員にお願いをいたします。

#### 佐藤会長

それでは、第1号議案「北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）」を  
上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

#### 前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備  
願います。

第1号議案「北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）の改正及び岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）の廃止に伴い、北上川本流漁業調整方針等において引用している規則の名称及び条項を改正し、併せて文言の整理を行うに当たって、当委員会の意見を求められているものでございます。

諮問のございました北上川本流漁業調整方針等につきましては、漁業権が設定されていない北上川本流について、水産動物の採捕の許可等に制限をかけながら漁場を管理していくために県が制定しているものでございますが、先般の漁業法改正に連動して岩手県漁業調整規則等が改廃されたことに伴い、同方針等で引用記載されている規則の名称等が整合しない状況となってしまったことから、記載内容を整理、改正する諮問となっております。

表紙をめくっていただきまして、1ページ以降に知事からの諮問書の写しを添付しておりますので、1ページを御覧願います。令和3年4月23日付けで、知事から当委員会の会長宛てに提出された諮問書の写しになります。標題は、北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）。本文ですが、「このことについて、次の理由により改正を行いたいので、貴委員会の意見を求めます。」となっております。記として、その理由は、先ほど御説明いたしました関係規則の改廃に伴い、北上川本流漁業調整方針等において引用している規則の名称及び条項を改正し、併せて文言の整理を行う必要があるとされております。

なお、改正内容の詳細につきましては、県水産振興課阿部漁業調整課長から御説明をお願いします。

#### **阿部漁業調整課長**

それでは、北上川本流漁業調整方針等の一部改正について、説明させていただきます。資料は、お手元の資料を用いて説明します。

今回諮問させていただく北上川本流漁業調整方針等の一部改正でございますが、資料の8ページを御覧ください。今日お諮りする内容、3つございまして、1番目の北上川本流漁業調整方針、2つ目が小型定置網許可方針、3つ目が刺し網許可方針ということになります。

初めに、1番目の北上川本流漁業調整方針の改正の概要を説明いたします。この方針でございますが、四十四田ダム橋の下流端から宮城県境までの北上川の本流、この漁業調整について定めているものでございます。

先ほど事務局から御説明がありましたとおり、岩手県の漁業調整規則の全部改正、又は内水面規則の廃止、海面と内水面の漁業調整規則が一本化されておりますので、それに伴う改正となります。具体的には、改正箇所でございますが、方針の第2で調整規則の知事による採捕の許可に関する規定を引用している部分でございます。これまでは

岩手県内水面漁業調整規則第6条となっていたところを、新たに岩手県漁業調整規則第32条第1項各号と改めようとするものでございます。

また、これに伴いまして水産動物の採捕の許可という文言を内水面における水産動物の採捕の許可というふうに変更しようとするものです。条項、文言等の修正ですので、中味自体は変更ございません。

次に、2番目の小型定置網許可方針の改正の概要を説明します。この方針でございますが、北上川における小型定置網の採捕の許可のうち、かきの採捕を目的とする許可について定めているものでございます。

改正箇所は、方針の第1で調整規則の知事による採捕の許可に係る規定を引用している部分でございます。これまでの岩手県内水面漁業調整規則第6条第2号を、新たに岩手県漁業調整規則第32条第1項第2号というふうに変更しようとするものでございます。また、方針第7でこれまでの条件又は制限という記述を、改正後の調整規則の規定に合わせまして新たに条件というふうに変更しようとするものでございます。

続きまして、3番目、刺し網許可方針の改正でございます。この方針は、北上川における刺し網の採捕の許可について定めているものでございます。先ほどの小型定置網許可方針と同様、改正箇所は方針の第1、知事による採捕の許可の部分、後は方針第7の条件又は制限の部分となります。

なお、改正の日でございますが、本日諮問させていただいた内容について、異議ない旨の答申をいただいた日を予定してございます。

その他、軽微な字句等の修正につきましては、9ページから12ページにかけて新旧対照表に示しておりますが、時間の都合上、詳細な説明は省略させていただきます。

また、2ページから7ページにかけて、一部改正の内容を反映した溶け込み版を添付しております。

また、13ページには、関係する調整規則として上段には改正後の調整規則、下段には廃止された内水面漁業調整規則の関係条文を抜粋してございます。

以上が、北上川本流漁業調整方針等の一部改正の説明となります。よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**佐藤会長**

ただ今、第1号議案について、事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

**佐藤会長**

ございませんか。

(「はい」の声)

**佐藤会長**

御意見がないようでございますので、第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「北上川本流漁業調整方針等の一部改正について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

### 佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたしました。

---

### 第1号議案終了

---

### 佐藤会長

次に、第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

### 前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業権が設定されていない北上川本流域において、適正な漁場管理を行うため、小型定置網（たが網を含む。）及び刺し網（複合式刺し網を除く。）による採捕の許可の有効期間を短縮することについて、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第32条第5項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、2ページを御覧願います。規則の抜粋になりますが、諮問の対象となる水産動物の採捕の許可は、第32条第1項に規定されている漁具又は漁法のうち、第2号小型定置網（たが網を含む。）と、第3号刺し網（複合式刺し網を除く。）でございます。

次に、採捕の許可の有効期間につきましては、同条第5項において3年と定められておりますが、ただし書きとして、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができると規定されておまして、今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容について御説明いたしますので、1ページを御覧願います。令和3年4月23日付けで知事から当委員会の会長あてに提出された諮問書の写しでございます。標題は、内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）。本文の読み上げは省略させていただきますが、内容につきましては、記以下に示されているとおり1許可の有効期間として小型定置網（たが網を含む。）は、許可の日から令和3年11月30日まで、刺し網（複合式刺し網を除く）は、許可の日から令和4年4月30日までと許可の有効期間を短縮するもので、

その理由は、2で漁業権が設定されていない北上川本流域において、小型定置網及び刺し網の採捕許可をしているが、放流等の増殖が行われていないことから、漁場行使の実態及び資源動向等を単年度ごとに的確に把握し、適正な漁場管理に努めるため、許可の有効期間を短縮する必要があるとされております。

なお、諮問内容の詳細につきましては、県水産振興課阿部漁業調整課長から御説明をお願いします。

#### 阿部漁業調整課長

それでは、第2号議案の「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、説明させていただきます。

まず最初に、資料2ページ、御覧ください。先ほどの事務局からの説明と一部重複しますが、漁業権の設定されていません北上川本流におきまして、小型定置網や刺し網等により水産動物を採捕する場合には、規則第32条第1項で知事の許可を受けなければならないとされております。また、同条第5項では、その許可の有効期間は3年というふうに定めているところでございます。

一方で、北上川本流におきましては漁業権が設定されておりませんので、稚魚放流などの増殖行為を行っておりません。増殖が行われている河川に比べまして、遊漁等による漁獲圧ですとか、あるいは自然環境の変化による水産資源の枯渇というものが懸念されているところでございます。

よって、水産資源の枯渇を未然に防ぐためには、漁場利用の実態ですとか、あるいは資源動向などを3年と言わず年度毎にきめ細かく把握し、毎年度の許可事務へ反映するなど、適正な漁場管理につなげる必要がございます。そのため今回の諮問では、規則第32条第5項のただし書きを適用しまして、有効期間を通常3年のところを1年という事で許可の有効期間を短縮しようとするものです。

以上、簡単ではございますが、以上が諮問の内容となります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

#### 佐藤会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。

#### 佐藤会長

ございませんか。

#### 佐藤会長

御意見がないようでございます。第2号議案について、お諮りいたします。第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

#### 佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

## 第2号議案終了

---

### 佐藤会長

次に、第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

### 田中主査

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

申し訳ありません、初めに2箇所、資料の訂正がございますので報告いたします。まず2ページ目ですけれども、表の下から2行目「さくらます」ですが、「漁具又は漁法」ですが、「その他の魚種」と同じく「餌釣り又は擬餌釣り」ということで、今、「擬餌釣り又は友釣り」と書いてありますけれども間違いで、「餌釣り又は擬餌釣り」に訂正させていただきます。同様に4ページ目の右側の表の下から2行目の「さくらます」ですが、現在、「擬餌釣り又は友釣り」と「漁具又は漁法」に書いてありますが、これにつきましても「餌釣り又は擬餌釣り」に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、第3号議案について御説明させていただきます。第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」。要旨、漁業権が設定されていない中津川及び米内川並びに甲子川において、盛岡市が放流するあゆ及びやまめ並びに釜石市が放流するあゆ、やまめ及びいわなの育成保護を図るとともに、遊漁の秩序を維持するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは最初に、本議案に関連する岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、10ページを御覧願います。第39条に各魚種の採捕禁止期間等が定められておりました、あゆは1月1日から6月30日まで、いわなは10月1日から翌年の2月末日まで、さくらますは7月1日から翌年の2月末日まで、やまめは10月1日から翌年の2月末日までが採捕禁止期間となっております。

また、第38条では採捕禁止区域等が定められておりました、中津川では、中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面が採捕禁止区域となっております。

なお、この中津川での採捕禁止区域に関しては、ただし書きの所でただし、第3号に掲げる河川、中津川はここに含まれるわけでございますが、「その河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け

による採捕については、この限りでない。」とされ、これらの漁法による採捕は規制の適用を受けないものとされております。

次に、本議案に関連する当委員会の内規である取扱要領について、御説明いたします。13ページを御覧願います。魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領として内規を定めておまして、ポイントに下線を引いております。

まず、1の趣旨の中で、第五種共同漁業権が設定されていない河川において、自治体や任意の団体等が魚資源の保護及び増殖、河川環境の保全並びに住民等に対するレクリエーションの場の提供などを目的に稚魚等を放流する場合において、当該河川における魚類の採捕に関して禁止又は制限する当委員会の指示については、漁業法等の定めによるほか、この要領により取り扱うとしておまして、その下の2で次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、発動するとして、委員会指示の発動要件を整理してございます。

その要件として、(1)で「指示の発動を要望する区域をその一部の区域とする市町村からの要望があること。」、(2)で、その区域は第五種共同漁業権が設定されていない内水面の区域であること、(3)では漁場管理の要件として「次のことについて実施する計画があること。」とし、アとして「委員会指示により採捕を禁止又は制限しようとする魚類の稚魚等の放流並びにその保護及び増殖を図るための河川環境の保全の取組みを実施すること。」、この場合の稚魚等の放流の数量については「別に定める数量を下回らないもの。」として、14ページの方に参考として、その別に定める数量を表にしております。御覧のとおり、盛岡市から要望のある中津川及び米内川に関しては、あゆが150キログラム、やまめが40キログラム、釜石市から要望のある甲子川に関しては、あゆが200キログラム、やまめが20キログラム、いわなが10キログラムとなっております。

13ページの下にお戻りいただきまして、この放流に関しましては、2の(3)のAの下から2行目の所で管内の任意の団体等の協力によって当該数量の放流を確実に実施できる場合には、その放流をもって市町村の放流とみなすことができるという取扱いとしてございます。

次に14ページを御覧ください。もう一つの漁場管理の要件として、イで「住民等に対して委員会指示を周知するとともに、その遵守状況の把握とトラブルの防止に努めること。」となっております。

中津川及び米内川並びに甲子川における魚類の採捕に関し、制限する委員会指示につきましては、盛岡市と釜石市からの要望に対応し、これまでも継続して発動してきておりますが、この度、令和3年の委員会指示の発動に関し両市から要望書が提出されておりますので、次にその内容について御説明をいたします。

15ページを御覧願います。これは、令和3年4月5日付けで盛岡市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。



具体的な内容については、次の16ページを御覧願います。1の要望理由の所には「遊漁の川として親しまれている中津川及び米内川を今後も維持するためには、稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖等に努めるとともに、河川環境の保護を図る必要がある。このことから、秩序ある遊漁を行うことにより魚類の育成保護を図るため、委員会指示を受けたく要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。

次に、2の要望の内容として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、アの区域とイの区域に分けて表に整理されております。アの区域は下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域、イの区域は中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域で、これも前年と同様の区域となっております。

このアの区域とイの区域について地図上に示した資料がございますので、7ページを御覧願います。この地図の紫色で塗られている範囲が、要望書に記載されておりますアの区域でございます。一方、地図の左下の所に緑色に塗られている範囲が、イの区域でございます。

次に、アの区域とイの区域における採捕禁止期間について御説明いたしますので、16ページを御覧願います。最初に、アの区域についてですが、あゆの餌釣りは令和3年7月1日から同年12月31日まで、あゆのがら掛けは令和3年7月1日から同年9月9日まで及び令和3年10月11日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和3年7月1日から同年7月3日まで、さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣りは令和3年6月1日から同年7月3日までが、それぞれ採捕禁止期間とされております。

次にイの区域については、あゆの餌釣りは令和3年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和3年7月1日から同年7月3日まで、さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣りは令和3年6月1日から同年7月3日までが、それぞれ採捕禁止期間とされております。

続きまして、規制の必要性についてですが、次の17ページを御覧願います。規制の必要性として、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、4として放流計画が記載されておまして、あゆの稚魚、約1万8,000尾、150キログラムを中津川の中津川橋下流から中の橋下流の区域に、また、やまめの稚魚、約8,500尾、40キログラムを外山川と米内川の合流点下流から上の橋下流の区域に、それぞれ5月に放流する計画とされております。

次に、18ページを御覧願います。5の漁場管理につきましても、前年と同様に、立て札の設置、盛岡市が依頼して河川の監視を行っている魚族監視人による巡視、河川清掃の実施が計画されております。なお、稚魚放流や魚族監視員の経費については盛岡市で

予算措置済みである旨を確認してございます。

その下の6には、前年度の実績として（1）の表に種苗放流等の実績、（2）の表に漁場管理等の実績が、それぞれ記載されております。

また、7のその他には、今年の計画として、初心者向けのあゆ釣り教室を7月の第1日曜日にあたる7月4日に中津川与の字橋から毘沙門橋までの区間において、実施予定であること等が記載されてございます。以上が、盛岡市からの要望でございませう。

次に、釜石市からの要望について御説明いたします。19ページを御覧願ひます。これは、令和3年3月19日付けで釜石市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございませう。

具体的な内容につきましては、次の20ページを御覧願ひます。1の要望理由には、「甲子川を市民のレクリエーションの場とし、誰もが自由に遊漁を楽しめる川にするためには、各種稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖、保護に努めるとともに、河川環境の保護を図っていくことが重要である。また、それと同時に、甲子川をいつまでも良い状態で残していくためには、自然保護の精神に基づいた秩序ある遊漁を推進していくことも必要であり、そのためには漁場利用における制限を設定する必要がある。そこで、岩手県漁業調整規則を遵守しながら、今以上に甲子川の自然を守っていくために、委員会指示を要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。

次に、2の要望の内容として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、（a）の区域と（b）の区域に分けて表に整理されております。（a）の区域は矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの区域、（b）の区域は五の橋下流端から枯松沢との合流点までの区域とされております。

この（a）の区域と（b）の区域についても、地図上に示した資料がございませうので、8ページを御覧願ひます。この地図の右側の所の紫色で塗られている範囲が、要望書に記載されております（a）の区域でございませう。一方、（b）の区域は緑色で塗られている広い範囲の部分でございませう。

次に、（a）の区域と（b）の区域における採捕禁止期間について御説明いたします。もう一度、20ページを御覧願ひます。最初に、2（1）（a）の区域についてですが、あゆの餌釣り又はがら掛けは令和3年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和3年7月1日から同年7月3日まで及び令和3年9月15日から同年12月31日まで、さくらますの餌釣り又は擬餌釣りは令和3年6月1日から同年6月30日まで、その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣りは令和3年6月1日から同年7月3日までの期間がそれぞれ採捕禁止期間となっております。

次に、（b）の区域については、あゆの餌釣り又はがら掛けは令和3年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和3年7月1日から同年7月3日まで、さくらますの餌釣り又は擬餌釣りは令和3年6月1日から同年6月30日まで、その

他の魚種の餌釣り又は擬餌釣りは令和3年6月1日から同年7月3日までの期間がそれぞれ採捕禁止期間となっております。

続きまして、3の規制の必要性についてですが、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、21ページを御覧願います。4として放流計画が記載されておまして、あゆの稚魚300キログラムを新開橋上流から砂子渡橋下流までの区域に5月に放流、やまめの稚魚25キログラムを鈴子町JR鉄橋上流から愛染橋下流までの区域、いわなの稚魚15キログラムを不動橋上流から愛染橋下流までの区域に、それぞれ6月に放流する計画とされております。

この稚魚放流につきましては、釜石市の予算のほか、管内の釣り団体等の協力によって実施される計画でございまして、その協力団体である甲子川鮎釣協力会の総会資料の抜粋を22ページから28ページに添付してございます。細かい説明は省略させていただきますが、釜石市長も当該団体の役員に就いておられますし、また、事務局は釜石市役所の水産課が担っており、これまでも市との強い連携の下で稚魚放流等を行ってきた経過がございまして、今年も稚魚放流や啓発普及活動等を行う計画とされてございます。

次に、21ページに戻っていただき、5の漁場管理についてでございます。遊漁方法や遊漁期間に関する制限について、市の広報誌に掲載して市民に周知することや資源保護及び遊漁マナーの向上のためポスターの掲示を行うこと、甲子川漁業監視員による巡視、河川清掃の実施等が計画されております。

次に29ページを御覧願います。ここに前年度の稚魚等の放流実績が記載されております。釜石市のほか、甲子川鮎釣協力会、釜石・大槌地区行政事務組合の協力も得ながら、あゆ等の種苗放流が計画どおり実施されております。

次に30ページを御覧願います。前年度の漁場管理の実績が記載されております。ここには、稚魚の放流のほか、河川敷の草刈り、資源保護及び遊漁マナーの向上を目的としたポスターの掲示、漁業監視員による巡視などが実施されております。以上が、釜石市からの要望でございます。

続きまして、盛岡市及び釜石市からの要望が、前段で御説明しました当委員会の内規である魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領で規定する委員会指示発動要件を満たすものであるかどうかを31ページの表に整理してございますので御覧願います。

委員会指示を発動する要件を、表の左側に（1）要望、（2）区域、（3）漁場管理の3つに区分して記載しておまして、それぞれについて盛岡市からの要望を表の中央に、釜石市からの要望を表の右側に整理しております。

盛岡市及び釜石市からの要望につきましては、先程の説明と同じ内容ですので省略させていただきますが、その内容は委員会指示を発動する要件を満たしているものと

判断されますことから、事務局といたしましては、これまでと同様に、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動することが適当であると考えております。

委員会指示の内容につきましては、1ページ及び2ページに示しておりますので、1ページを御覧願います。指示案でございます。冒頭部分について、読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。日付けにつきましては、本日、御承認いただければ、5月28日を予定しております。会長名でお出しします。以下の委員会指示の内容につきましては、先ほど説明いたしました内容と同じですので、読み上げは、省略させていただきます。

続きまして、3ページから4ページを御覧願います。左側に令和2年委員会指示を、その右側に令和3年委員会指示（案）を示した新旧対照表でございます。変更となる箇所を下線を引いております。また、一番右側に変更の理由等を記載しております。

次に、5ページを御覧願います。委員会指示が発動された際の状態について、5ページに中津川及び米内川、6ページに甲子川における水産動物の採捕について、県漁業調整規則による規制と当該委員会指示による規制について、整理しております。5ページの中津川及び米内川について、魚種別、漁具又は漁法別に採捕禁止期間を示しております。グレーの箇所は県漁業調整規則による禁止、黒色の箇所が委員会指示による禁止、色付けしていない箇所が採捕できる期間を表しております。同様に、甲子川については、次の6ページに示しております。

以上で、第3号議案の内容の説明を終わらせていただきます。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任くださるようお願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。以上でございます。

**佐藤会長**

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

**佐藤会長**

ございませんか。

**佐藤会長**

御意見がないようでございますので、第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

## 佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に一任することに決定をいたします。

---

## 第3号議案終了

---

## 佐藤会長

本日の議案については、以上でございます。引き続き、報告事項に入ります。報告事項の「令和2年度漁業権未設定河川への魚類放流実績について」、県の方から説明をお願いします。

## 阿部漁業調整課長

はい、それでは令和2年度、漁業権未設定河川への魚類放流実績を報告させていただきます。お手元の資料、緑色の表紙の資料になります。1ページを御覧ください。

県では、利用実績の情報が少ない漁業権未設定河川の状況について、放流状況等を把握しまして、漁場としての適切な利用を促進するため、関係者に対して、毎年調査を実施しております。今回は、その調査結果を報告するものでございます。

1ページの上側、1番でございますが、釣り大会等の短期的に漁場を利用するものの項目でございます。花巻市では、葛丸川淡水魚愛護組合が葛丸川へやまめの放流を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響のため中止しているところでございます。

続きまして、2番目の種苗を放流し長期に漁場を利用するものについてでございますが、洋野町では、大野自然を守る会が有家川と高家川に6月にやまめといわなを放流したところでございます。宮古市では、八木沢川を守り育てる会が八木沢川へ5月と10月にやまめといわなを放流したところでございます。盛岡市では、市が中津川、外山川、米内川に5月にあゆとやまめを放流したところでございます。花巻市では、葛丸川淡水魚愛護組合が葛丸川へ6月にやまめを放流してございます。一関市でございますが、NPO 法人北上川流域河川生態系保全協会が計画していたもくずがにの放流でございますが、新型コロナウイルスの影響、後は、日本へら鮎釣り研究会岩手地区が計画していたへらぶなの放流は種苗確保の都合ということで、それぞれ中止になってございます。

続きまして、2ページを御覧ください。釜石市でございます。甲子川鮎釣り協力会、釜石市及び釜石大槌地区行政事務組合が甲子川へ5月と6月にあゆ、やまめ、いわなを放流してございます。釜石市は、片岸川と熊野川にも6月にやまめといわなを放流しているところでございます。

続きまして、3番目、前年度との比較の項目でございますが、釣り大会等の短期的漁場利用では、毎年、花巻市の葛丸川でやまめの放流が行われているところでござい

ますが、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止とされております。御覧のとおり令和2年度は実績無しということでございます。種苗放流による長期的漁場利用では、例年、一関市の御滝川でもくずがにの放流が行われておりましたが、こちらも、新型コロナウイルスの影響で中止となっているところでございます。また、日本へら鮎釣研究会岩手地区が計画していたへらぶなの放流でございますが、こちらは種苗確保の都合で中止となっております。これらの放流の中止によりまして、令和元年度に比べて、令和2年度につきましては放流実績が結構減少しているところでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

#### 佐藤会長

ただ今、「令和2年度漁業権未設定河川への魚類放流実績について」、県の方から説明がありましたが、これについて委員の皆様から何か御質問等があればお願いをいたします。

#### 佐藤会長

御質問がないようでございますので、なければ次第の最後でございます。

---

報告終了

---

#### 佐藤会長

5のその他に移ります。その他、委員の皆様方から何かございませんか。

#### 佐藤会長

ないということでございますので、その他、県の方から何かございませんか。

#### 阿部漁業調整課長

ございません。

#### 佐藤会長

事務局からは、何かございませんか。

#### 前川事務局長

ございません。

#### 佐藤会長

それでは、これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。大変御苦勞様でございました。

---

終了（午後2時23分）

---